



# 交通安全情報No. 22

ストップ・ザ・交通事故

令和3年5月25日  
警察本部交通部  
交通総合対策センター

## その車、運転できますか？

免許種別ごとの運転できる車

免種 車両	免許種別ごとの運転できる車		
	普通免許	準中型免許	中型免許
車両総重量	3.5ト未満	3.5ト以上7.5ト未満	7.5ト以上11ト未満
最大積載量	2ト未満	2ト以上4.5ト未満	4.5ト以上6.5ト未満
乗車定員	11人未満	11人未満	11人以上29人以下



一つでも基準を満たさない車を運転すると、

## 無免許運転

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
違反点 25点(取消処分相当)**

となります。

運転を指示した場合も刑事罰や行政処分の対象となります。

普通免許(平成29年3月12日以降取得)しかないのに、準中型車両を運転して検挙されるケースが多く発生しています。

運転する人はもちろん、運転させる管理者等も運転できる車かどうかをしっかりと確認しましょう！！